平成 28 年 7 月 8 日

いじめ通信　7・8月合併号

子供が「いじめ」を訴えてきたら

「よく話してくれたね」など、勇気を出して打ち明けてくれたことを認めましょう

業平小学校では毎月 10 日の「すみだいじめ防止の日」の前後に、「いじめ通信」を発行しています。今回は子供が「いじめ」を訴えてきたとき、「いじめ」をしていることが分かったときのことについてです。

～～～

子供が「いじめ」をしてしまったら
～これからできることを、一緒に考えましょう～

ある日、担任から、「お子さんがいじめをしてしまいして…」と伝えられ、ショックを受けない方はいないと思います。もしかしたら、「育て方のせいで…」等と自責の念にかられることもあるかもしれません。しかし、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」にも、

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。

と明記されていることから、**全ての子供が、いじめられる側・いじめる側のどちらにでもなる**可能性があるといえます。そのことを踏まえた上で、もし、子供がいじめる側になってしまったときには、次のような対応をお願いいたします。

子供が「いじめ」をしていると分かったら…（順不同）
○ いじめていることを認めた場合は、その勇気をしっかり受け止める。
○ いじめられた子のつらい気持ちを理解させ、いじめが絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で伝える。
○ いじめをしてしまった心理的背景として、ストレスや不満、劣等感等がある場合には、そのつらい気持ちを受け止めて、十分に話を聞き、解決のための方法を一緒に考えていく。
○ 今後どうしたらよいのか、どうしていきたいのかを話し合い、そのために「みんなで支えてあげる」という意思を伝える。

子供がいじめを訴えてきたとき、または、いじめをしていると分かったときには、直ちに学校へ連絡します。

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。【いじめ防止対策推進法　第23条　第1項】＊下線部は東海林による。

いじめの事実があったときに、周囲の大人が協力して対応をすることは、いじめられた子供はもちろん、いじめた側の子供（たち）を救うことにもつながります。業平小学校ではこれからも、子供たちを、より多くの大人の「手」と「目」で見守って参ります。そのためには、**保護者の皆様、地域の皆様の御理解と御協力がぜひとも必要です**。今後とも、「どうやったらこの子たちを守れる（救える）のか」という観点で、共に相談しながら、いじめ問題に対応していきたいと思います。よろしくお願い致します。

（業平小学校いじめ防止対策担当：東海林）

支える「手」、包み込む「目」で、見守ろう